

消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会報告書
において提案されている考え方に関する意見

(1 枚目 / 6 枚中)

氏 名	特定非営利活動法人 消費者機構日本
職 業	消費者団体
住 所	東京都千代田区六番町 15 主婦会館プラザエフ 6 階
電 話 番 号	03-5212-3066
電子メールアドレス	webmaster@coj. gr. jp
意見	
<p>・意見の対象</p> <p>1. いわゆる「つけこみ型」勧誘について</p> <p>(1) 【考え方Ⅰ】消費者の判断力に着目した規定</p>	
<p>・意見の内容</p> <p>「①判断力の著しく低下した消費者」が、「②不当な内容の契約を締結した場合」には、消費者の取消権を定める方向で検討することに賛成します。ただし、「不当な内容」について、「日常生活を送る上で通常は必要と認められない高価又は嗜好的な商品・役務の購入」や「所有・居住する不動産といった日常生活を送る上で不可欠とされるものの事業者による買取」に限定するべきではありません。</p> <p>加えて、親族等の適当な第三者が関与していた場合に、取消権を制限するようにすべきではありません。むしろ、親族等の第三者が関与していない場合には、不要と判断される契約については不当とみなし、取消権を認めるべきと考えます。</p>	
<p>・意見の理由</p> <p>判断力の低下につけこむことの不当性は、判断力が低下していなければ、必要でないと判断したであろう契約を結ばせる点にあると考えられますので、高価又は嗜好品の購入や、日常生活を送る上で不可欠なものの売却に限定する必要はありません。</p> <p>親族等の第三者が適切な判断をしようかどうかも確定はできません。例えば、かんぽ生命では、従前より年齢80代以上の者の契約乗り換えにあたっては、親族等の同席をガイドラインで定めていましたが、保険のような専門性の高い商品については、親族等が同席していても不適切な乗り換えを防げていない事例も多いと思われます。親族等の第三者が関与しても、不当な契約であれば取り消しができるようにすべきです。さらに、親族等の第三者が関与していない場合には、不要な契約内容であれば不当であると考えられますので、取消権は広く認められるべきです。</p>	

氏名	特定非営利活動法人 消費者機構日本
職業	消費者団体
住所	東京都千代田区六番町 15 主婦会館プラザエフ 6 階
電話番号	03-5212-3066
電子メールアドレス	webmaster@coj. gr. jp
意見	
<p>・意見の対象</p> <p>1. いわゆる「つけこみ型」勧誘について</p> <p>(2) 【考え方Ⅱ】「浅慮」、「幻惑」という心理状態に着目した規定</p> <p>・意見の内容</p> <p>「困惑」類型に加え、「浅慮」「幻惑」といった類型を設けて、被害回復の対象を広げること賛成です。ただし、「浅慮」については、検討時間の不当な制限だけに限定すべきではありません。また、その効果について、クーリング・オフの特約を定めた場合に、その期間を経過した後には取消権を行使することができない旨規定することには反対です。</p> <p>・意見の理由</p> <p>「浅慮」については、時間を迫られて契約したため十分考慮ができなかったという場合だけでなく、報告書 21 ページでは、「本来の意思決定から注意がそれたり、思考の範囲が狭まったりすること、あるいは、思考力が低下するような心理状態で、具体的には友人関係等を利用され勧誘者との関係を気にする際や、勧誘者からその場での判断を迫られた際、勧誘で長時間拘束され疲れてしまい思考力が低下してしまった際などに、契約する場合」とされています。</p> <p>例えば、大学生の間のマルチ被害では、サークルの先輩・後輩の関係で断りきれずに契約してしまい被害が広がる例がありますが、必ずしも、消費者契約法 4 条 3 項 4 号に該当し困惑したとまでいえるケースばかりではないと考えられ、「浅慮」という類型で広く救済されるようにすべきです。また、通信販売の定期購入の場合で、定期購入であることは明示されているものの、一方で「全額返金保証」と表示されているため、実は全額返金保証を受けるにはさまざまな条件が付されているにもかかわらず、無条件に解約できると判断してしまい契約する場合があります。契約内容の重要な事項についての「誤認」とはいえないものの、付随した「全額返金保証」についての検討が十分ではなく契約にいたったもので、「浅慮」の類型で救済が可能と考えられます。この他、移動体通信の契約のように、契約に際しての確認事項が多岐にわたり長時間かけて一方的に説明された後にさらにオプション契約の推奨までされたため、「困惑」までにはいたっていないとしても、十分な検討が困難であるといった場合も考えられます。このように「十分な検討」を妨げる行為は、「浅慮」の類型として、取消権行使の対象とするべきです。</p> <p>また、クーリング・オフの特約を定めたとしても、その期間に「十分な検討」を行える機会が確保できるわけでもなく、クーリング・オフ期間を経過してもなお、「浅慮」の状態にあることは考えられますので、「浅慮」の場合の効果については、取消とすることが妥当と考えます。</p>	

氏名	特定非営利活動法人 消費者機構日本
職業	消費者団体
住所	東京都千代田区六番町 15 主婦会館プラザエフ 6 階
電話番号	03-5212-3066
電子メールアドレス	webmaster@coj. gr. jp
意見	
<p>・意見の対象</p> <p>1. いわゆる「つけこみ型」勧誘について (3) 【考え方Ⅲ】困惑類型の包括的規定</p> <p>・意見の内容</p> <p>困惑類型の包括的規定の検討に賛成です。加えて、「浅慮」「幻惑」といった類型及び誤認類型についての包括的規定も検討し、さらにすすんで不当勧誘全体の包括的規定の可能性も検討してください。</p> <p>・意見の理由</p> <p>この間の法改正で困惑類型について、取消権を認める不当勧誘行為の典型的類型が法文化されてきました。これらの規定をふまえ、バスケットクローズ的な規定をおくことは、被害の後追いにならないために重要であると考えます。</p> <p>また、困惑類型だけでなく、今後検討される「浅慮」「幻惑」といった類型や、すでに規定されている誤認類型についても、被害の後追いで規定を追加していくとすることを避けるために、包括的規定について検討してください。</p> <p>これら各類型について包括的規定を検討した結果として、不当勧誘全般にわたる包括的規定のあり方について検討する基盤ができることを期待します。</p>	

氏名	特定非営利活動法人 消費者機構日本
職業	消費者団体
住所	東京都千代田区六番町 15 主婦会館プラザエフ 6 階
電話番号	03-5212-3066
電子メールアドレス	webmaster@coj. gr. jp
意見	
<p>・意見の対象</p> <p>2. 平均的な損害の額の立証負担の軽減について</p>	
<p>・意見の内容</p> <p>一義的には、端的に平均的損害の立証責任の転換を求めます。</p> <p>次善の策としては、積極否認の特則を設けることが優先的に検討されるべきと考えます。</p> <p>文書提出命令の特則および実体法上の資料提出請求権についても検討をすすめていただきたいと考えます。なお検討に当たっては、これまでの差止請求訴訟案件で被告事業者にどのような資料の提出を求め、それが提出されたか否かなどの事例を検証してください。そのうえで原告の求めがあれば被告が提出すべき資料の例示をして円滑に証拠資料の提出が行われるようにしてください。</p>	
<p>・意見の理由</p> <p>事業者は、契約解除時の違約金または損害賠償を消費者に求めるために、違約金条項または損害賠償の予定の条項を定めているのであり、違約金や損害賠償を求める側が、その根拠を示すことは当然です。にもかかわらず、当該条項の一部無効を求めるという局面という理由で、消費者側に立証を求めても、当該条項を策定したのは事業者なのですから、立証は不可能です。</p> <p>次善の策として、積極否認の特則を設けることは、訴訟進行において、事業者側に立証を求めていくために有効であると考えられます。訴訟進行に当たっての留意点として同趣旨の内容を、平成 21 年度司法研究「現代型民事紛争に関する実証的研究－現代型契約紛争（1）消費者紛争」（平成 23 年 4 月 30 日（財）法曹界発行）」において裁判官も述べているところであり（添付【資料 1】参照）、そのような訴訟指揮の定着をはかるためにも特則を設けることは必要です。</p> <p>あわせて、文書提出命令の特則および実体法上の資料提出請求権についても検討をすすめていただきたいと考えます。また、被告事業者が提出すべき資料について例示をした方が、円滑に証拠資料の提出がおこなわれると考えますので、これまでの差止請求訴訟において、原告がどのような資料の提出を求めたかなどを検証をして、例示してください。</p>	

現代型民事紛争に関する実証的研究 —現代型契約紛争(1)消費者紛争

平成 21 年度司法研究

研 究 員

東京地方裁判所判事

大阪地方裁判所判事

廣 谷 章 雄

山 地 修

均的な損害の額」とはどのような意味であるかについては、裁判例も十分に蓄積しておらず、議論は熟していない面がある*124。

第2に、当該事案において、「平均的な損害の額」を基礎づける事実として具体的に何を主張立証すべきかを明確にする必要がある。例えば、結婚式場の予約が予定日の1年以上前に解除された事案で、結婚式場利用契約に付された予約取消料条項が消費者契約法9条1号により無効であるかが争われたケースでは、「平均的な損害の額」を基礎づける事実は、当該年度に事業者の各店舗及び当該店舗で結婚式の予約をした組のうち予定日から1年未満の時期の予約、1年以上前の時期の予約がそれぞれ何組あったかという事実とする裁判例もある（東京地判平成17.9.9判時1948号96頁）。しかし、実務上、当該事案で具体的に生じた損害の額が主張立証の対象となることも少なくない（例えば、開業後間もない事業者の場合は、上記裁判例のような立証はできない。）、実際、それ以外に収集できる適切な訴訟資料がないため、「平均的な損害」の立証が困難な事案もある。このような事案の処理として、民事訴訟法248条の趣旨に従って損害額を認定した東京地判平成14.3.25判タ1117号289頁も参考になる。

第3に、上記最高裁判決（学納金判決）でも指摘されているように、事案によっては、事実上の推定を最大限に活用していくような審理も考えられる。通常の事案では、消費者が平均的

*124 最近の論考としては、森田宏樹「消費者契約の解除に伴う『平均的な損害』の意義について」潮見佳男ほか編『特別法と民法法理』（有斐閣、平成18年）93頁、大澤・前掲（注122）、丸山絵美子・消費者法判例百選96頁などがある。

損害額について一応主張するであろうから（例えば、損害は考えられないうとして0円を平均的損害額として主張する例や当該業種における業界の水準に照らした平均的損害額を主張する例）、事業者に対し、これを否認するのであれば、その具体的な理由（消費者が主張するのは異なる平均的損害額）を明らかにするよう求め（民訴規則79条3項）、これが主張されれば、これを攻撃防御の対象にして、反証の可否を判断することとし、事業者が合理的な理由なく否認の理由を述べないときは、事実上の推定や弁論の趣旨によって原告の主張をもって平均的な損害を認定することも考えられる*125。

第4に、解除に伴う法外な違約金は、ときに違約罰としての意味を持ち、消費者契約法9条の適用範囲外にある（つまり、同条10条の問題となる。）という指摘があることにも留意されるべきである*126。

(3) 不当条項自体の無効について

消費者契約法10条は、任意規定の適用による場合と比べて消費者の権利を制限するような契約条項であって（前段要件）、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するもの（後段要件）は、無効である旨を定めている。同条は不当条項規制の中心となる一般条項である。

*125 朝倉佳秀「消費者契約法9条1号の規定する『平均的損害』の主張・立証責任に関する一考察」判タ1149号27頁（平成16年）（佐々木茂美編『民事実務研究I』（判例タイムズ社、平成17年）所収）も参照。同論文では、事業者の情報提供努力義務（消費者契約法3条1項）を根拠に、否認の理由として、平均的損害の具体的内容を明らかにすべきであるとす。

*126 河上・前掲（注60）407頁

現代型民事紛争に関する実証的研究
一現代型契約紛争(1)消費者紛争

書籍番号 23-02

平成23年4月30日 第1版第1刷発行

編 集 司 法 研 修 所
発 行 人 永 野 厚 郎
財 団 法 人 法 曹 会
発 行 所

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-1
振替口座 00120-0-15670
電 話 03-3581-2146
<http://www.hosokai.or.jp/>

落丁・乱丁はお取替えいたします。

印刷製本/統計印刷

氏名	特定非営利活動法人 消費者機構日本
職業	消費者団体
住所	東京都千代田区六番町 15 主婦会館プラザエフ 6 階
電話番号	03-5212-3066
電子メールアドレス	webmaster@coj. gr. jp

意見

・意見の対象

3. 契約条項の事前開示及び消費者に対する情報提供について

(1) 契約条項の事前開示について

・意見の内容

「定型約款の開示請求を行うことができる旨の情報提供をする努力義務」及び「定型約款を容易に確認できる状態に置く努力義務」について規定することに賛成します。

加えて、契約事項の事前開示の努力義務規定とは別に、事業者が定型約款を使用した場合には、当該約款における重要な事項について説明する義務を規定することを検討してください。

・意見の理由

改正民法により、定型約款を契約の内容とする旨の合意をした時、または定型約款を準備した者があらかじめ定型約款を契約の内容とする旨表示したときは、定型約款の個別の条項についても合意をしたものとみなされます。そして、相手方から請求があった場合には、定型約款を準備した者は、定型約款の内容を示す必要があり、合意前の請求を拒絶した場合には、個別の条項は合意されていないものとされます。

改正民法の規定では、事前の定型約款の開示は、請求がなければ行う必要がないといった対応が行われてしまうことが懸念されます。

消費者契約は、事業者側が作成した定型約款によるものが多く、当事者双方の情報力、交渉力格差を考えると、本来であれば消費者契約においては、定型約款の事前開示が義務付けられる必要があると考えますが、現時点では、まず努力義務を定め、定型約款の事前開示が促されるようにしておくことが最低限必要です。

また、定型約款が使用された場合に、事前開示さえされれば、消費者が契約内容を理解できるかと言えば、そうでない場合が多いと考えます。定型約款が使用されている場合、その契約内容は多岐にわたることが多く、その内容を熟読して理解することは消費者にとって困難であるからです。そのため、例えば定型約款が使用されている保険業や電気通信事業においては、重要事項の説明が法律上義務付けられています。そこで消費者契約一般においても定型約款を使用する場合は、その事前開示について努力義務を定めることに加え、契約内容の重要事項についての説明義務を規定することも検討に値すると考えます。

氏 名	特定非営利活動法人 消費者機構日本
職 業	消費者団体
住 所	東京都千代田区六番町 15 主婦会館プラザエフ 6 階
電 話 番 号	03-5212-3066
電子メールアドレス	webmaster@coj. gr. jp

意見

・意見の対象

3. 契約条項の事前開示及び消費者に対する情報提供について

(2) 消費者に対する情報提供について

・意見の内容

年齢、財産の状況及び生活の状況と提供すべき情報の内容の関係性については、いわゆる「つけこみ型」不当勧誘取消権の議論状況を踏まえて検討することに反対するものではありません。ただし、情報提供義務は、現在、努力義務規定として定められており、通常の事業活動を行う事業者が、消費者の選択の権利を実現するために、自主的に情報提供を行うべき内容を示唆する役割もあることをふまえ、検討をすすめてください。

解約料等に関する事項の情報提供の努力義務について、規定化を検討することに賛成です。ただし、継続的契約の解約料等の情報は、消費者が契約締結の要否を判断する際にも、重要であることから、契約締結後のしかるべき時期に提供すれば足りるといった誤解を招かないよう、契約締結時の情報提供を必須としたうえで検討をすすめてください。

・意見の理由

解約料等に関する事項の情報提供を契約締結時に行うことについては、消費者からの解約を促しかねない情報として、これを消極的にとらえる事業者が散見されます。しかし、消費者にとっては、継続的契約を検討したいが、契約期間にどのような不測の事態が生じるかわからない側面があり、契約を検討する際に、あらかじめ解約時の解約料がどのように規定されているのかは確認したい重要な情報と言えます。もちろん、契約締結時の情報提供は必須としたうえで、契約の内容に照らして自動更新の前など適切な時期にさらに情報提供をすることは望ましいことです。